

令和2年4月27日

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う郵送による在留カードの交付 について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う諸情勢に鑑み、在留期間更新申請及び在留資格変更許可申請について、当分の間、郵送による在留カードの交付を行うこととしました。

●対象となる方

・有効な申請等取次者証明書又は届出済証明書を所持する方に在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請に係る在留カードの受領の取次ぎを依頼した方で、郵送による在留カードの交付が可能である旨の記載のある通知書を受け取られた方

・ご自身で在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を行い、在留カードの受領のみを有効な申請等取次者証明書又は届出済証明書を所持する方に依頼した方（この場合、上記通知書は必要ありません。）

※ 上記の方以外は郵送による在留カードの交付の対象外です。申請者の方が、直接、在留カード等の必要書類を各地方出入国在留管理官署へ郵送しないでください。

※ 旅券（パスポート）の原本は、送付しないでください。

●必要書類（※送付前に下記の注意事項を必ずご一読ください。）

通知書（郵送による在留カードの交付又は窓口での在留カードの受領のいずれを希望するかについて案内が記載されているもの）が届いた場合は、その内容に従い、以下を同封の上、簡易書留又は赤のレターパック等追跡が可能なもので郵送してください。

- ① 在留カード（交付を受けている場合）
- ② 収入印紙を貼付した手数料納付書
 - ※ URL (<http://www.moj.go.jp/content/000099903.pdf>)
 - ※ 必ず手数料納付書に収入印紙が貼付されていること、手数料納付書の署名欄に申請人の署名がなされていることを確認してください。
- ③ 申請受理票
- ④ 通知書（郵送による在留カードの交付又は窓口での在留カードの受領のいずれを希望するかについて案内が記載されているもの）
 - ※ ⑨依頼書を同封する場合を除く。
- ⑤ 指定書（在留資格「高度専門職」，「特定技能」，「特定活動」の方で交付を受けている場合のみ，パスポートから外して送付してください。）
- ⑥ 送付用封筒（申請書に記載した取次者の住所を記載し，簡易書留代金分の切手を貼付してください。赤のレターパックでも差し支えありません。）
- ⑦ 申請等取次者証明書又は届出済証明書の写し
- ⑧ 旅券の身分事項ページの写し（在留カードに漢字氏名の併記を希望される方のみ送付してください。）
 - ※ 旅券（パスポート）の原本は送付しないでください。
- ⑨ 依頼書（在留カードの受領のみを取次者に依頼する場合のみ送付してください。）

●書類の郵送先

郵送先一覧を参照ください。

●注意事項

- 資格外活動許可申請や再入国許可申請など、旅券上へ証印を伴う申請を同時に行っている場合は、郵送による在留カードの交付の対象外となります。
- 各地方出入国在留管理局・支局の出張所に申請中の方は、郵送による在留カードの交付の対象外となります。
- 申請中に16歳に達した場合、在留カードの有効期間更新申請を行う必要がありますので、郵送による在留カードの交付の対象外となります。
- 婚姻、その他の理由により、在留カード上に記載された身分事項が変更となった場合は、在留カード記載事項の変更届を提出する必要がありますので、郵送による在留カードの交付の対象外となります。
- 同じ封筒で、複数の郵送による在留カードの交付を希望する場合は、申請番号、国籍・地域、氏名、性別、生年月日、在留カード番号等が記載された名簿（任意の書式）を同封してください。